（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「航空幕僚長」の下に「、陸上総隊司令官」を加える。

第六条の二十第二項の表三の項中「方面総監」を「陸上総隊司令官　方面総監」に改める。

第十二条第五項中「又は百分の十二・三七五」を「、百分の十二・三七五又は百分の六・八七五」に改める。

別表第三航空幕僚監部の項の次に次のように加える。

陸上総隊司令部	
幕僚長	一種

別表第三中央即応集団司令部の項を削り、同表研究本部の項を次のように改める。

教育訓練研究本部	
教育訓練研究本部長	一種

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　陸上総隊司令官

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年三月二十七日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛大臣　小野寺五典